

(別紙)

開設の場所

名 称		電 話	
住 所		F A X	

付近の見取図

診療施設の設備概要

(1)診療施設の平面図

(2)診療器械等の設備概要

【定格出力の管電圧（波高値とする。以下同じ）が10キロボルト以上の診療用エックス線装置（定格出力の管電圧が1000キロボルト以上のものを除く）を備えた診療施設にあつては、当該エックス線装置の製作者名、型式および台数、エックス線高電圧発生装置の定格出力ならびにエックス線装置およびエックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備および予防措置の概要を含む】